

▲ワイドスター通信サービス契約約款

(平成22年4月 経企第50号)

削 除

料金表

削 除

附 則（平成22年4月8日経企第50号）

（実施期日）

第1条 この約款は、平成22年4月12日から実施します。

（moperaU機能に係る付加機能使用料に関する特例）

第2条 1のワイドスター通信サービスについて、この約款実施の日から平成22年4月30日までの間において、別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能のスタンダードプランに係る請求をし、その機能の提供を受けたときの付加機能使用料については、その機能の提供を受けた日から平成22年4月30日までの間、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額（月額）
moperaU機能	基本機能	スタンダードプラン	税抜額 250円（税込額 262.5円）

2 この約款実施の日から平成22年4月30日までの間における、別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能のライトプランに係る付加機能使用料については、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

（無線 I P アクセス定額料に係る特例）

第3条 無線 I P アクセスサービスを利用している契約者は、料金表第4表（無線 I P アクセス定額料）の規定にかかわらず、この約款実施の日から平成22年4月30日までの間、そのワイドスター通信サービスに係る無線 I P アクセス定額料の支払いを要しません。

附 則（平成22年4月22日経企第97号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年7月26日経企第510号）

この改正規定は、平成22年8月3日から実施します。

ただし、この改正規定中、第5章（ワイドスターカードの貸与等）及び第6章（自営電気通信設備の接続等）に関する部分については、8月1日から実施します。

附 則（平成22年11月20日経企第923号）

この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

附 則（平成22年12月20日経企第1063号）

この改正規定は、平成22年12月24日から実施します。

附 則（平成23年1月25日経企第1150号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年2月22日経企第1254号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年9月24日経企第728号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（moperaU機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する特例）
- 3 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間に、1のワイドスター通信サービスにおいて、最初に別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能の提供を受けることとなったときは、その提供の開始があった日を含む暦月の翌暦月から起算して3暦月の間は、moperaU機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）について支払いを要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する額から減額して適用します。
- 4 前項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、料金表第1表第2の(3)の規定を適用しません。
- 5 FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者又はXi契約者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスター通信サービスに係る契約を締結したときは、契約の解除があったFOMA契約、FOMAユビキタス契約又はXi契約（以下この附則において「FOMA契約等」といいます。）を締結した日（そのFOMA契約等を継続して締結していると当社が認める場合は、そのFOMA契約等に係る契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してワイドスター通信サービスに係る契約を締結していたものとみなし、第3項の規定を適用します。

附 則（平成23年11月22日経企第940号）

この改正規定は、平成23年11月24日から実施します。

附 則（平成23年12月20日経企第1084号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年3月23日経企第1504号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年5月15日経企第190号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年5月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成24年5月24日経企第227号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成24年6月7日経企第301号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成24年6月25日経企第396号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成24年8月16日経企第635号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年8月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成24年8月23日経企第661号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成24年11月7日経企第972号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年11月7日から実施します。

ただし、この改正規定中、moperaU機能に関する部分については平成24年11月9日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(moperaU機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する特例)

- 3 当社は、この改正規定実施の日から当社が定める日までの間に、1のワイドスター通信サービスにおいて、最初に別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能(スタンダードプランに係るものに限ります。以下この附則においてお同じとします。)の提供を受けることとなったとき(最初に提供を受けることになったと

当社が認める場合を含みます。)は、その提供の開始があった日を含む暦月の翌暦月から起算して5暦月の間は、moperaU機能に係る付加機能使用料(基本機能に係るものに限ります。)について支払いを要しないものとし、料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定する額から減額して適用します。

4 前項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、料金表第1表第2の(3)の規定を適用しません。

5 FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者又はXi契約者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスター通信サービスに係る契約を締結したときは、契約の解除があったFOMA契約、FOMAユビキタス契約又はXi契約を締結した日(その契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その契約を締結した日と当社がみなす日)から継続してワイドスター通信サービスに係る契約を締結していたものとみなし、第3項の規定を適用します。

附 則(平成24年11月9日経企第983号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成24年12月23日経企第1168号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年2月20日経企第1386号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年2月27日経企第1427号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年3月22日経企第1545号)

(実施期日)

1 この附則は、平成25年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第972号(平成24年11月7日)の附則第3項中、「平成25年3月31日」を「当社が定める日」に改めます。

附 則（平成25年9月27日経企第824号）

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成26年2月24日経企第1434号）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年3月25日経企第1592号）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年12月24日経企第1457号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年1月22日経企第1576号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年3月24日経企第1955号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年5月21日経企第354号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年6月26日経企第688号）

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則（平成27年7月23日経企第848号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスターサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年3月17日経企第1991号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年3月25日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスターサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年3月24日経企第2034号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスターサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年6月22日経企第429号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年12月21日経企第1425号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年3月24日経企第1896号）

この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

附 則（平成29年6月26日経企第469号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年12月19日経企第2149号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年4月18日経企第170号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成31年2月12日経企第2738号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年2月20日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（moperaUのメールアドレス追加機能に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているmoperaUのメ

メールアドレス追加機能の料金その他提供条件は、次のとおりとします。

(1) moperaUのメールアドレス追加機能に関する料金額については、次表のとおりとします。

区 分		単 位	料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
moperaU機能	メールアドレス追加機能	加算額（1 メールアドレス追加ごとに）	150円（165円）

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成31年2月22日経企第2837号）

（実施期日）

この改正規定は平成31年2月26日から実施します。

附 則（令和元年5月21日経企第406号）

（実施期日）

この改正規定は令和元年6月1日から実施します。

附 則（令和元年6月21日経企第811号）

この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知に関する部分は、令和元年6月26日から実施します。

附 則（令和元年9月24日経企第1605号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（特定電話番号への通信料の月極割引に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている特定電話番号への通信料の月極割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 次表に規定する定額料を支払った場合に、ワイドスター通信サービスに係る契約者回線からの特定電話番号（契約者があらかじめ指定した当社が提供するワイドスター通信サービス、X i サービス若しくは卸携帯電話サービスの契約者識別番号等、電話サービス（国際電話サービスを除きます。以下この附則において同じとします。）の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。）による通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この附則において同じとします。）に関する料金の月間累計額（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この附則において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を適用します。

1 契約ごとに

区 分	割引額	定額料 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ア 当社が提供するワイドスター通信サービス、電話サービス (国際電話サービスを除きます。)、専用回線等接続サービス (第 8 種接続装置及び第 9 種接続装置に係るものに限ります。)、X i サービス又は回線卸携帯電話 (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。) の契約者回線等 (当社が別に定めるものを除きます。) への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	180円 (198円)
イ ア以外の通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	

(2) 特定電話番号の数は、1 の契約について 5 以内とします。

(3) 特定電話番号に係る契約回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

(4) 当社は、特定電話番号への通信料の月極割引 (以下この附則において「本割引」といいます。) の適用を受けているワイドスター通信サービスについて、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

ア ワイドスター契約に係る名義変更があったとき。

イ 利用休止があったとき。

ウ ワイドスター契約の解除があったとき。

(5) (4) の規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。この場合、同一料金月内において、同表のア欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、イ欄の左欄に該当する場合は生じたときは、イ欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
ア イ以外により、本割引の適用を廃止したとき	本割引の適用を廃止した日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
イ ワイドスター契約に係る名義変更、利用休止又はワイドスター契約	その名義変更の承諾日、利用休止日又はワイドスター契約の解除日を含む料金月の前料

の解除があったとき。

金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

(6) 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

(7) 本割引を選択した契約者は、本割引が適用される料金月について、利用の一時中断、利用停止等によりワイドスター通信サービスを利用することができなかった期間があった場合でも、(1)に規定する定額料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、ワイドスター通信サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が認知した時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。

(8) 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(9) 定額料については、日割は行いません。

(注) (1)に規定する当社が別に定める通信は、パケット通信モードによる通信及び64kb/s通信モードによる通信とします。

附 則（令和元年9月27日経企第1635号）

この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

附 則（令和元年11月15日経企第2077号）

この改正規定は令和元年12月11日から実施します。

附 則（令和元年12月18日経企第2373号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則（令和2年3月23日経企第3209号）

この改正規定は令和2年3月25日から実施します。

附 則（令和2年3月26日経企第3254号）

この改正規定は令和2年4月1日から実施します。

附 則（令和2年11月16日経企第1965号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年12月1日の当社が定める時刻から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

- 3 経企第1605号(令和元年9月24日)の附則第3項の注釈を次のように改めます。
(注)(1)に規定する当社が別に定める通信は、パケット通信モードによる通信とします。

附 則(令和2年12月15日経企第2224号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和3年6月21日経企第767号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和3年6月25日から実施します。
(経過措置)
- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(一部手続きの受付停止)
- 3 この附則実施の日から令和3年6月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は契約者(令和3年6月24日の当社が定める時刻において、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に定める会員であって、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に規定する一括請求の代表回線の契約者に限り)からの名義変更及び契約の解除の請求を承諾することができません。

附 則(令和3年6月24日経企第799号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和3年7月6日経企第948号)

この改正規定は、令和3年7月8日から実施します。

附 則(令和3年9月21日経企第1594号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和3年12月20日経企第2461号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和4年2月1日経企第2792号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年2月9日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和4年3月25日経企第3309号)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則 (令和5年3月16日経企第4175号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和5年4月10日経企第103号)

この改正規定は、令和5年5月1日から実施します。

附 則 (令和5年10月3日経企第2346号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年10月11日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和5年12月19日経企第3308号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和6年2月19日経企第4022号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則 (令和6年3月18日経企第4469号)

この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

附 則 (令和6年5月1日経企第442号)

この改正規定は、令和6年5月15日から実施します。

附 則 (令和7年3月25日経企第6306号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(ワイドスター通信サービスの提供に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているワイドスター通信サービス(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含み

ます。)は、令和10年3月31日までの間に限り提供するものとし、提供条件は次のとおりとします。この場合において、当社はワイドスター通信サービスの全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。
 (1) ワイドスター通信サービスには、次の種類があります。

第1種ワイドスター	第2種ワイドスター以外のもの
第2種ワイドスター	主として船舶その他海上を移動するものに設置された移動無線装置との間に電気通信回線を設置して提供するワイドスター通信サービス

(2) ワイドスター通信サービスの通信には次の種類があります。

種 類	内 容
通話モード	回線交換方式により主としておおむね15kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの
パケット通信モード	パケット交換方式により契約者回線からの通信においては、144kb/s以下、契約者回線への通信においては、384kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの

(3) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
第1種ワイドスター	タイプL	15,000円 (16,500円)
	タイプM	4,900円 (5,390円)
	タイプリミット	15,500円 (17,050円)
第2種ワイドスター	タイプL	15,000円 (16,500円)
	タイプM	4,900円 (5,390円)
	タイプリミット	15,500円 (17,050円)

イ (2)に規定する通信の種類のうち次表に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合において、(12)のエの(ウ)の表の①欄に規定する支払いを要しない料金及び(14)に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次表に規定する額

とみなします。

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
通話モード	そのワイドスター通信サービスの基本使用料から200円を控除した額
パケット通信モード	200円 (220円)

(4) 付加機能使用料

ア 付加機能使用料は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
留守番電話及び不在案内機能	1 契約ごとに	300円 (330円)	
moperaU 機能	基本機能	1 契約ごとに	(1) スタンダードプラン 500円 (550円) (2) ライトプラン 300円 (330円)
	追加機能	メールウイルスチェック機能	加算額 (1 メールアドレスごとに) 150円 (165円)
		I P 網接続機能	加算額 (1 契約ごとに) タイプ 2 500円 (550円)
		アクセス制限機能	加算額 (1 契約ごとに) —
ダイレクトコネクト機能	1 契約ごとに	500円 (550円)	
ファクシミリボックス機能	基本額 (1 契約ごとに)	500円 (550円)	
	加算額 (1 通信頁ごとに)	45円 (49.5円)	
自動着信転送機能 (転送でんわ)	1 契約ごとに	—	

迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）	1 契約ごとに	—
接続先限定機能	1 契約ごとに	—

イ 当社は、アに規定する付加機能に係る利用の請求があったときは、(ア)から(エ)の規定によるほか、改正前の規定によりその付加機能を提供します。

(ア) moperaU機能に係る付加機能使用料の適用の区分には、スタンダードプランとライトプランがあり、契約者はあらかじめいずれかの区分を選択していただきます。

(イ) ライトプランに係るmoperaU機能の付加機能使用料については、当該機能の利用のために当社が設置した電気通信設備への接続の開始があった場合に限り、その接続を開始した時刻の属する当該暦月において、アに規定する額を適用します。この場合における通信の時刻は、当社の機器により測定します。

ウ ライトプランに係るmoperaU機能の付加機能使用料については、(25)の規定にかかわらず、日割は行いません。

エ 付加機能使用料の減額適用については、次のとおりとします。

(ア) 1のワイドスター通信サービスについて、スタンダードプラン及びライトプランに係るmoperaU機能の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、アに規定する付加機能使用料の額からそれぞれ150円（月額）を減額して適用します。

(イ) (25)の規定により付加機能使用料を日割するとき、(ア)に規定する額を日割して適用します。

オ 当社は、付加機能を提供しているワイドスター通信サービスの利用休止があったときは、その付加機能を廃止します。

カ 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、アに規定する各々の付加機能について、一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

キ 当社は、カの規定により付加機能の一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(5) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)及び(イ)に定めるところによります。

(ア) 通話モードに係るもの

① ②以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かつこ内は税込額）
ワイドスター通信料	タイプL	135円（148.5円）

	タイプM	270円 (297円)
	タイプリミット	135円 (148.5円)

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

料 金 種 別	料 金 額		
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
ワイドスター通信料	①に規定する料金額と同額		

B KDDI株式会社又はアルテリア・ネットワークス株式会社が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の契約者回線等から第2種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別	料 金 額			
	次の秒数までごとに税抜額10円（税込額11円）			
	昼	間	夜	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
ワイドスター通信料	6.5秒	12秒	12秒	13秒

(イ) パケット通信モードに係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額		
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
パケット通信料	0.1円 (0.11円)		

イ ワイドスター通信サービスに係る通信料の適用は、次の通りとします。

(ア) ワイドスター通信サービスに係る通信に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下このイにおいて同じとします。）については、アの規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下このイにおいて同じとします。）から次表に規定する控除可能額を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
タイプL	2,000円
タイプM	1,000円
タイプリミット	2,000円

(イ) この約款に規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けている場合は、ワイドスター通信サービスに係る通信に関する料金の月額累計額に代えて、その月額累計額からそれぞれの月極割引に係る割引額を差し引いた額について、(ア)の規定を適用します。

(ウ) (25)の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)に規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中、「1,000円」を「1,000円を日割した額」、「2,000円」を「2,000円を日割した額」にそれぞれ読み替えて適用します。

(エ) ワイドスター通信サービスに係る通信に関する料金の月間累計額が控除可能額に満たない場合は、国際電話サービス契約約款に定めるところにより、そのワイドスター通信サービスに係る国際電話サービスの通話料から控除残額(控除可能額からその月間累計額を差し引いた額をいいます。)を控除します。

ウ パケット通信モードに係る通信料の月極割引の適用は、次の通りとします。

(ア) 契約者は、①に規定する定額通信料を支払った場合に、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、②の規定により算定した額を適用する取扱い(以下「パケット通信割引」といいます。)を選択することができます。

① 定額通信料

1 契約ごとに

区 分	定 額 通 信 料
	次の税抜額(かっこ内は税込額)
パケット通信割引	税抜額10,000円(税込額11,000円)

② パケット通信料

1 課金対象パケットごとに

区 分	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
パケット通信料	0.08円（0.088円）

(イ) 料金月の初日以外にパケット通信割引の選択があったときは、(25)の規定に準じて、定額通信料をその選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

(ウ) 当社は、パケット通信割引を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、パケット通信割引を廃止します。

- ① 利用休止があったとき。
- ② 契約の解除があったとき。

(エ) ワイドスター通信サービスを利用することができない期間があった場合のパケット通信割引に係る定額通信料の取扱いについては、ワイドスター通信サービスの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

(オ) (イ)及び(エ)に規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。

(カ) パケット通信割引の適用を受けているワイドスター通信サービスの契約者回線から行ったパケット通信モードに係る通信に関する料金については、(ア)の規定により算定した料金の月間累計額から、10,000円を控除した額を適用します。

ただし、その月額累計額が10,000円に満たないときは、その月額累計額を控除することとします。

(キ) (カ)の規定により算定した額が64,000円を超える場合は、(カ)の規定にかかわらず、64,000円を超える部分の支払いを要しません。

ただし、当該料金月におけるパケット通信割引に係る累計課金対象パケット数が1,000,000課金対象パケットを超えるときは、1,000,000課金対象パケットを超える部分の課金対象パケット数について、(ア)の規定により算定した額を適用します。

(ク) (イ)の規定により定額通信料を日割するときは、(カ)に規定する10,000円をイに規定する日数に応じて日割するものとし、「10,000円」を「10,000円を日割した額」に読み替えて適用します。

エ 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用は、次の通りとします。

(ア) この約款に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの再生等のためにその機能の提供を受けているワイドスター通信サービスの契約者回線以外の電気通信サービスの契約者回線等から行った通信の料金は、その電気通信サービスに係る契約約款の規定により算定した額（当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る額とします。）を適用します。

(イ) 契約者回線からの通信であって次に該当する通信に関する料金は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線へ

の通信に関する料金と同額とします。

- ① 当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの蓄積のために行った通信
- ② 当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能の利用により着信を拒否する旨の通知を受けた通信
- ③ 当社が提供する電気通信サービスの契約約款の規定により着信者の設定に基づき発信者番号を通知してかけ直してほしい旨の通知を受けた通信

オ 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信の料金の取扱いは、次の通りとします。

(ア) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(イ) (ア)以外

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(注) 本欄(イ)に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

① 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

② 過去2か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信の料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信の料金のうち低い方の値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(6) 請求による契約者識別番号の変更

ア 契約者は、迷惑通信(いたづら、いやがらせその他これに類する通信であつて、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤つて接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

イ 契約者は、アの規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、ワイドスター通信サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

ウ イの請求があつたときは、当社は、その請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

エ 当社は、契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たつて当社所定の書面に事実と反する記載を行つたことが判明した場合は、その承諾を取り消すも

のとします。

(7) ワイドスター通信サービスの利用休止

ア 当社は、契約者から請求があったときは、ワイドスター通信サービスの利用休止（その契約者識別番号を他に転用することを条件として、そのワイドスター通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

イ ワイドスター通信サービスの利用休止期間（そのワイドスター通信サービスを利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）は、3年を限度とします。

ウ ワイドスター通信サービスの利用休止期間が3年を経過したときは、利用休止期間が3年を経過した日においてその契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、利用休止期間が3年を経過する前にあらかじめそのことを契約者に通知します。

エ 当社は、契約者からワイドスター通信サービスの再利用の請求があったときは、その再利用の請求を契約の申込みとみなして取り扱います。

(8) 契約者の氏名等の変更の届出

ア 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（13）に規定するものをいいます。）が発行するワイドスター通信サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにワイドスター通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、ワイドスター通信サービス取扱所に届出がないときは、当社から契約者に行う通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

イ アの届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

ウ アの規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が3回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。

(9) ワイドスター契約に係る名義変更

ア 契約者は、ワイドスター契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面によりワイドスター通信サービス取扱所に請求していただきます。

イ 当社は、アの請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

（ア） ワイドスター契約に係る名義変更により新たにそのワイドスター通信サービスの契約者になろうとする者が、ワイドスター通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

（イ） ワイドスター契約に係る名義変更により新たにそのワイドスター通信サービスの契約者になろうとする者が、(15)に規定する預託金を預け入れないとき。

（ウ） ワイドスター契約に係る名義変更により新たにそのワイドスター通信サービスの契約者になろうとする者が、(10)の規定に違反するおそれがあるとき。

（エ） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- ウ ワイドスター契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にそのワイドスター通信サービスの契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（(12)の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金を含みます。）を承継します。
- エ アからウの規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。
- （ア） 相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えてワイドスター通信サービス取扱所に請求していただきます。
- （イ） 当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。
- （ウ） （ア）及び（イ）の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。
- （エ） （ウ）の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の1人を契約者として取り扱います。
- (10) 利用に係る契約者の義務
- ア 契約者は、次のことを守っていただきます。
- （ア） 自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- （イ） 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- （ウ） ワイドスターカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読出しし、変更し、又は消去しないこと。
- （エ） 当社が貸与するワイドスターカードを善良な管理者の注意をもって保管すること。
- （オ） 故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- （カ） ワイドスター通信サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。
- （キ） 電子メール（インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下同じとします。）の送信は当社が別に定める方法により行うこと。
- イ 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めたときは、アの（キ）の規定に違反したものとして取り扱います。
- （ア） 広告又は宣伝の手段として送信する電子メールについて、受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為

- (イ) 当社が大量と認める電子メールを実在しないメールアドレスへ送信する行為
 - (ウ) 電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録を、電子メールを利用して送信する行為
 - (エ) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）又は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定に違反して電子メールを送信する行為
- ウ 当社は、契約者が当社と契約を締結している他のワイドスター通信サービス又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、イの規定に相当する行為があったと当社が認めたときは、アの(キ)の規定に違反したものとして取り扱います。
- エ 契約者は、アの規定に違反して当社が貸与しているワイドスターカードを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただきます。
- (11) 当社は、電子メールの受信に関して、次の措置をとることがあります。
- ア 通信が著しくふくそうする場合に電子メールの受信を制限する措置
 - イ 多数のメールアドレス（電子メールのアドレスをいいます。以下同じとします。）を指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合において、その電子メールの受信を拒否する措置
- (注) 当社は、この号に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。
- (12) 料金等の支払義務
- ア 当社が提供するワイドスター通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、この約款に定めるところによります。
 - イ 当社が提供するワイドスター通信サービスの工事費は、この約款に定めるところによります。
 - ウ 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、この約款に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、この約款に規定する付加機能使用料の支払いを要します。
 - エ ウの期間において、利用の一時中断等によりワイドスター通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。
 - (ア) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
 - (イ) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ワイドスター通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
① 契約者の責めによらない理由により、そのワイドスター通信サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのワイドスター通信サービスについての料金
② ワイドスター通信サービスの利用休止をしたとき。	利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのワイドスター通信サービスについての料金

オ 契約者は、次の通信について、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定した通信時間、情報量又は通信回数とこの約款の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
(ア) (イ)以外の通信 契約者回線から行った通信（その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。）	その契約者回線の契約者
(イ) パケット通信モードによる通信 ① 契約者回線から行った通信 ② 契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者

カ 契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

キ カの場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等に関する通信及び協定事業者が

提供する電報サービスの利用に係る通信について、この約款又は協定事業者の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

ク 協定事業者がその契約約款に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

ケ 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信の債権を当社が別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

コ 契約者は、当社が他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(13) 債権の譲渡等

ア 契約者（当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社がワイドスター通信サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

イ 契約者は、当社がアの規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び(16)の規定に基づきそのワイドスター通信サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

ウ 契約者は、当社がアの規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

(注) アに規定する当社が別に定める第三者は、(19)に規定する「NTTドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

(14) 責任の制限

ア 当社は、ワイドスター通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのワイドスター通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この号において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

イ アの場合において、当社は、ワイドスター通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24

時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのワイドスター通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(ア) この約款において基本使用料、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(イ) この約款において通信料として規定する料金(ワイドスター通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

ウ イの場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、(25)の規定に準じて取り扱います。

エ 当社の故意又は重大な過失によりワイドスター通信サービスの提供をしなかったときは、アからウの規定は適用しません。

(注) イに規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、ワイドスター通信サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

(15) 預託金

ア 契約者又はワイドスター契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、その請求の承諾に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(ア) ワイドスター契約に係る名義変更の承認を請求したとき。

(イ) (16)のアの(ア)又は(エ)の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

イ 預託金の額は、1契約当たり20万円以内で当社が別に定める額とします。

ウ 預託金については、無利息とします。

エ 当社は、ワイドスター契約の解除、ワイドスター契約に係る名義変更等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還します。この場合において、その契約者が、その契約若しくは当社と契約を締結している若しくは締結していた他のワイドスター契約に基づき支払うべき額((13)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。)又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る契約、個別信用購入あっせん契約(当社の個別信用購入あっせん契約約款に規定するものをいいます。)若しくは割賦販売契約(当社の割賦販売契約約款に規定するものをいいます。)に基づき支払うべき額(当該契約約款の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。)があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

(16) 利用停止

ア 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのワイドスター通信サービスに関する料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったワイドスター通信サービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この号において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのワイドスター通信サービスの利用を停止

することがあります。

(ア) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定するワイドスター通信サービス取扱所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び(13)の規定により、当社がワイドスター通信サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。以下この号において同じとします。）。

(イ) ワイドスター契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(ウ) 契約者の氏名等の変更に関して、(8)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(エ) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のワイドスター通信サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(オ) (10)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(カ) (15)に規定する預託金を預け入れないとき。

イ 当社は、アの規定によりワイドスター通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、アの(オ)の規定により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(17) 契約者は、ワイドスター契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめワイドスター通信サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

(18) 当社が行うワイドスター契約の解除

ア 当社は、(16)の規定によりワイドスター通信サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのワイドスター契約を解除することがあります。

イ 当社は、契約者が(16)のアのいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ワイドスター通信サービスの利用停止をしないでそのワイドスター契約を解除することがあります。

ウ 当社はア又はイの規定によるほか、通信衛星の障害等によりワイドスター通信サービスの提供ができなくなったときは、そのワイドスター契約を解除することがあります。

エ 当社は、アからウの規定により、そのワイドスター契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

オ 当社は、アからエの規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後そのワイドスター契約に係るワイドスター通信サービスが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってそのワイドスター契約を解除するものとします。

(19) 当社は、契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

(20) 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(21) サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知

ア 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスター通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。

イ アの規定によるほか、当社は、NICT法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスター通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。

(22) 電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

(23) 当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

ア 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

イ 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(24) ワイドスター通信サービスの廃止

ア 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、ワイドスター通信サービスの一部を変更又はワイドスター通信サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

イ 当社はアの規定によりワイドスター通信サービスの一部又は全部を廃止

したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(25) ワイドスター通信サービスの料金の計算等

ア 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この号において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(ア) 暦月の初日以外の日により契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。

(イ) 暦月の初日以外の日により契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

(ウ) 暦月の初日により契約者回線又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

(エ) 暦月の初日以外の日により基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(オ) (12)のエの(ウ)の表の規定に該当するとき。

イ アの規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、(12)のエの(ウ)の表の①欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

ウ 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

エ ウの規定にかかわらず、通信料の割引適用及び控除可能額の日割に係る計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

オ 契約者は、料金及び工事費について、クに規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金及び工事費（(13)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定するワイドスター通信サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

カ 当社は、契約者に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。

ただし、契約者から1月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

キ 料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

ク 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(26) 手続きに関する料金等

ア 手続きに関する料金

(ア) 手続きに関する料金は、次表に規定する額を適用します。

料 金 種 別	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）

カード発行手数料	1枚ごと	2,000円 (2,200円)
名義変更手数料	1契約ごと	2,000円 (2,200円)
登録等手数料	1端末設備等ごとに	2,000円 (2,200円)
その他の手数料		別に算定する実費

(イ) 名義変更前により新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合するときの名義変更手数料については、(1)欄及び2(料金額)の規定にかかわらず、適用しません。

(ウ) 1の契約又は1の端末設備等について、その支払いを要する手続きが、契約事務手数料、カード発行手数料又は登録等手数料を要する手続きと同時にされるものであるとき(当社が別に定める場合を除きます。)は、(ア)の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。

(注) (ウ)に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービス又は付加機能の請求に関する手続きである場合等をいいます。

イ 削 除

ウ 請求書等の発行等に関する料金

(ア) 請求書等の発行等に関する料金には次の種類があります。

料 金 種 別	内 容
請求書等発行手数料	請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときに支払いを要する料金
請求書取扱事務手数料	請求書によってワイドスター通信サービスの料金その他の債務を支払う場合に支払いを要する料金

(イ) 請求書等の発行等に関する料金は次表に規定する額を適用します。

① ②以外のもの

1契約について1通ごとに

区 分	手 数 料 の 額	
	次の税抜額(かっこ内は税込額)	
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100円 (110円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50円 (55円)

② 請求書取扱事務手数料に係るもの

1 の請求書によるワイドスター通信サービスの料金その他の債務の支払いごとに

区 分	手 数 料 の 額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
請求書取扱事務手数料	200円 (220円)

エ 料金明細内訳書等の発行手数料は次表に規定する額を適用します。

1 契約について1通ごとに

区 分	種 別	手 数 料 の 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
発行手数料	料金明細内訳書の発行に係るもの	100円 (110円)
	支払証明書の発行に係るもの	400円 (440円)
	預託金預り証明書の発行に係るもの	400円 (440円)
	契約事項証明書の発行に係るもの	300円 (330円)

(注1) 料金明細内訳書又は契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料 (実費) が必要な場合があります。

(注2) 支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代 (消費税相当額を含みます。) 及び郵送料 (実費) が必要な場合があります。

オ 分割送付手数料及び用途別集計に係る手数料は次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	手 数 料 の 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
分割送付手数料	1 契約について1 分割送付ごとに	150円 (165円)
用途別集計に係る手数料	1 契約について1 集計ごとに	100円 (110円)

カ 電話ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	2 円 (2.2円)

(注) 電話ユニバーサルサービス料は、電話ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

キ 電話リレーサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話リレーサービス料	1 契約ごとに	1 円 (1.1円)

(注1) 電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注2) 電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲示するものとします。

(27) (1)から(26)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

附 則 (令和7年6月19日経企000600000817-01号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和7年7月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の減額適用に関する経過措置)
- 3 当社は、改正前の規定により適用している電子媒体による請求額情報の通知の取り扱いを受けている場合のワイドスター通信サービスの料金等の減額について、この附則実施の日においてその適用を廃止します。
(その他)
- 4 経企第6306号(令和7年3月25日)の附則第3項第26号のカを次のように改めます。
カ ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	3 円 (3.3円)

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

附 則 (令和 7 年 7 月 22 日経企000600001235-01号)

(実施期日)

1 この附則は、令和 7 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第6306号(令和 7 年 3 月 25 日)の附則第 3 項を次のように改めます。

(1) 第12号のアを次のように改めます。

ア 当社が提供するワイドスター通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、この約款に定めるところによります

(2) 第26号のウを次のように改めます。

ウ 請求書等の発行等に関する料金

(ア) 請求書等の発行等に関する料金には次の種類があります。

料 金 種 別	内 容
請求書等発行手数料	請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときに支払いを要する料金
請求書取扱事務手数料	請求書によってワイドスター通信サービスの料金その他の債務を支払う場合に支払いを要する料金

(イ) 請求書等の発行等に関する料金は次表に規定する額を適用します。

① ②以外のもの

1 契約について 1 通ごとに

区 分		手 数 料 の 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100円 (110円)

	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50円 (55円)
--	--------------------------------	------------

② 請求書取扱事務手数料に係るもの

1 の請求書によるワイドスター通信サービスの料金その他の債務の支払いごとに

区 分	手 数 料 の 額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
請求書取扱事務手数料	200円 (220円)

附 則 (令和 7 年12月19日経企000600002901-01号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和 8 年 1 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 経企第6306号 (令和 7 年 3 月25日) の附則第 3 項を次のように改めます。
 - (1) 第12号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。
 - (2) 第14号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。
 - (3) 第26号のカを次のように改めます。
カ 電話ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	2 円 (2.2円)

(注) 電話ユニバーサルサービス料は、電話ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

附 則 (令和 8 年 1 月26日経企000600003249-01号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和 8 年 2 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この附則規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 経企第6306号 (令和 7 年 3 月25日) の附則第 3 項第 4 号を次のように改めます。

(1) アを次のように改めます。

ア 付加機能使用料は、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	料 金 額 (月額)	
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
留守番電話及び不在案内機能		1 契約ごとに	300円 (330円)	
moperaU 機能	基本機能	1 契約ごとに	(1) スタンダードプラン 500円 (550円) (2) ライトプラン 300円 (330円)	
	追加機能	メールウイルスチェック機能	加算額 (1 メールアドレスごとに)	150円 (165円)
		I P 網接続機能	加算額 (1 契約ごとに)	タイプ 2 500円 (550円)
		アクセス制限機能	加算額 (1 契約ごとに)	—
ダイレクトコネクト機能		1 契約ごとに	500円 (550円)	
ファクシミリボックス機能		基本額 (1 契約ごとに)	500円 (550円)	
		加算額 (1 通信頁ごとに)	45円 (49.5円)	
自動着信転送機能 (転送でんわ)		1 契約ごとに	—	
迷惑電話おことわり機能 (迷惑電話ストップサービス)		1 契約ごとに	—	
接続先限定機能		1 契約ごとに	—	

(2) イ中「(I P 網接続機能(タイプ 1 に係るものに限ります。))を除きます。」を削除します。

附 則 (令和 8 年 3 月 12 日 経企 000600003817-01 号)

(実施期日)

1 この附則は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第1605号(令和元年9月24日)の附則第3項第1号中、「ワイドスター通信サービス、FOMAサービス、X i サービス」を「ワイドスター通信サービス、X i サービス」に、「ワイドスター通信サービス、FOMA、電話サービス」を「ワイドスター通信サービス、電話サービス」に改めます。
- 4 経企第6306号(令和7年3月25日)の附則第3項第26号のイを次のように改めます。
イ 削 除